

安全統括管理者・運航管理者の 資格者証制度の導入に伴う 必要な手続きについて

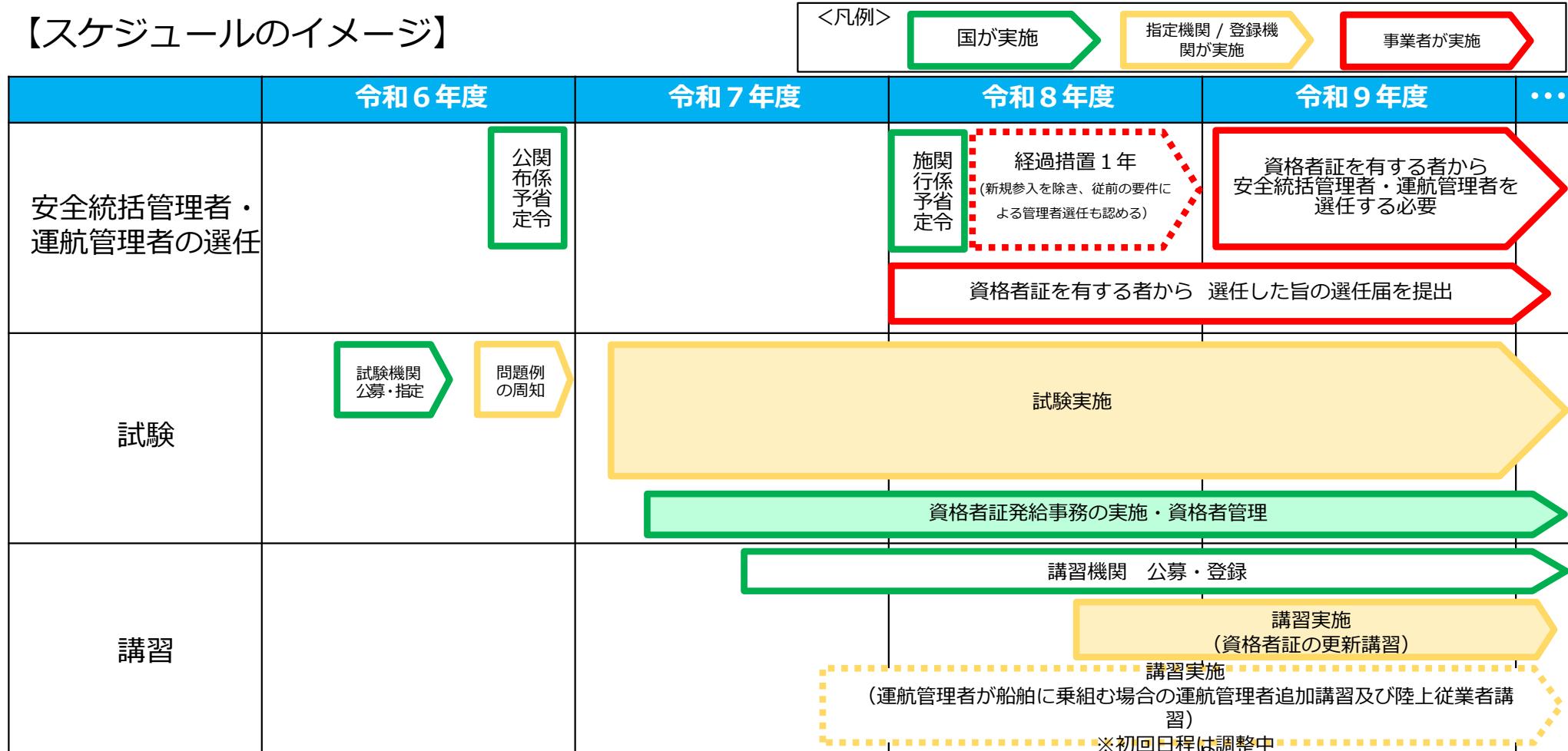
令和7年11月

関東運輸局海上安全環境部
運航労務監理官

安全統括管理者・運航管理者資格者証試験の実施について

- 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度の試験実施に関する事務を行う指定試験機関について、公募を行い、一般社団法人 海洋共育センターに指定。
- 令和8年度に、関係省令を施行予定。ただし、新規参入を除き従前の要件による管理者選任を認める経過措置を1年設け、円滑な制度移行を図る。

【スケジュールのイメージ】



(参考) 資格者証関係手数料※

※海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令第52条 で規定
(令和6年国土交通省令第43号)

○ 交付手数料 1,700円

○ 更新手数料 1,350円

安全統括管理者がやむを得ず不在となった場合

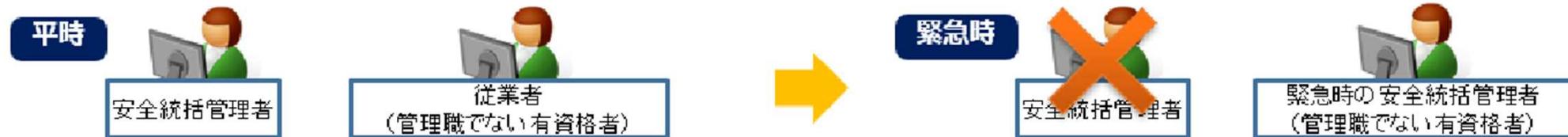
○安全統括管理者が職務を行うことが困難となった場合は原則として運航を停止する

○船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路について、災害、傷病その他やむを得ない理由により、職務を行うことが困難であるが運航を継続する必要があるときは、安全統括管理者資格者証を有する者(管理職でなくても可)を一時的に選任することが可能

※対象は離島航路補助金の交付対象航路やこの要件に該当すると認められる航路

※出張、研修、休暇その他の予見可能な事情や単なる人事上の都合は該当しない

※安全統括管理者選任届出提出の際に選任期間の報告が必要



運航管理者と船長の兼務の禁止

○運航管理者は、運航中は船員として船舶に乗り組むことはできない

○1人の運航管理者だけでは、船舶の運航体制を管理できない場合には、運航管理者を2人以上選任する必要がある

ex) 同時に複数隻運航する場合、昼夜問わず運航する場合等

○小規模事業者(同時に運航している船舶が一隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満(小型船舶)かつ旅客定員が13人未満である登録(旧届出)事業者)については、

- ・運航管理者(船長)と常時連絡を取ることができる陸上要員の配置
 - ・運航管理者(船長)と陸上要員の双方が追加の講習を受講すること
- を条件として、引き続き運航管理者が船舶に乗り組むことを認める

* 講習(オンラインを想定)の詳細は決まり次第公表します。



運航管理者がやむを得ず不在となった場合

- 陸上に運航管理者がいない状態となった場合は原則として運航を停止する
- 船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路について、災害、傷病その他やむを得ない理由により、職務を行うことが困難であるが運航を継続する必要があるときは、運航管理者(下図におけるB)を船舶に乗り組ませることが可能
 - ※対象は離島航路補助金の交付対象航路やこの要件に該当すると認められる航路
 - ※出張、研修、休暇その他の予見可能な事情や単なる人事上の都合は該当しない
 - ※当該運航管理者(B)と常時連絡の取れる従業者を事業場又は事務所に配置し、あらかじめ当該従業者及びその期間の報告が必要
 - ※速やかに運航管理者(船長B)と陸上要員の双方が追加の講習を受講することが必要

* 講習(オンラインを想定)の詳細は決まり次第公表します。

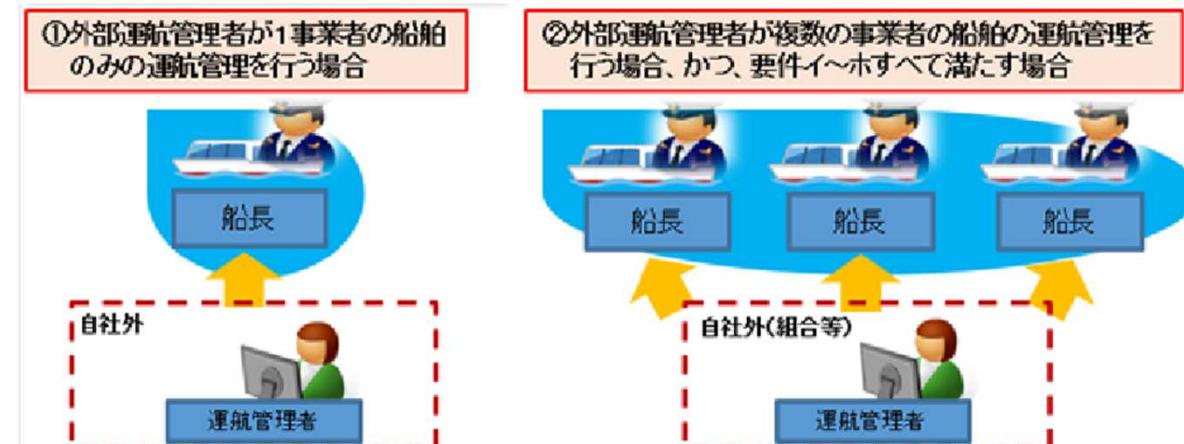


運航管理者を外部委託できる形態

※安全統括管理者の外部委託は認められておりません。

- ① 外部運航管理者が、**一の事業者の船舶**についてのみ運航管理を行う場合
- ② 外部運航管理者が、**複数の事業者の船舶**について運航管理を行う場合であって、以下のイからホのいずれも満たす場合
 - イ) 外部運航管理者が運航管理を行う全ての船舶が**同一の水域**で運航を行うこと。
 - ロ) 外部運航管理者が運航管理を行う全ての**船舶の種類、大きさ等が類似**していること。
 - ハ) 外部運航管理者が運航管理を行う全ての船舶について、安全管理規程中、**運航中止条件(発航中止条件、基準航行中止条件、入港中止条件)**の内容が**同一**であること。
 - 二) 外部運航管理者が運航管理を行う全ての船舶について、外部運航管理者の下で、それぞれの安全管理規程に基づく**安全教育及び重大事故を想定した訓練を合同で実施**すること。
 - ホ) 外部運航管理者及び当該外部運航管理者に運航管理を委託した全ての事業者を含めた**非常連絡表を作成**し、全ての事業者の**事故処理基準に掲載**すること

⇒いずれのケースも運航管理者選任届出時に委託に係る契約書面の写し等で確認します。



安全統括管理者・運航管理者資格者証の概要

- 安全統括管理者・運航管理者の試験制度が令和7年度から開始。（令和5年海上運送法改正で措置）
- 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの資格者証を有する者から選任しなければならない。
- 資格者証を取得するためには、必要な試験に合格した上で、試験の区分に応じた実務経験が必要。
- 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度が適用される事業は、人の運送をする船舶運航事業が対象。

資格者証の種類等

安全統括管理者資格者証

※ 「大型船舶」：総トン数20トン以上の船舶 「小型船舶」：総トン数20トン未満の船舶

総合安全統括管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る安全統括管理を担うことが可能

大型船舶安全統括管理者資格者証

大型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

小型船舶安全統括管理者資格者証

小型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

運航管理者資格者証

総合運航管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る運航管理を担うことが可能

大型船舶運航管理者資格者証

大型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

小型船舶運航管理者資格者証

小型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

⇒ **資格者証の有効期間は2年。更新講習を修了し、地方運輸局への申請により更新が可能。**

資格者証交付申請の手続き①

交付申請必要書類

1. 安全統括管理者又は運航管理者資格証明書交付申請書

(手数料1,700円の※収入印紙を貼付。)

2. 宣誓書(HP掲載の所定の様式)

3. 試験結果合格証明書又は試験結果レポート

※上記証明書の有効期限は合格日から10年です。

例) 合格日が2025年5月11日の証明書は、2035年5月10日まで有効

4. 安全統括管理者又は運航管理者実務経験証明書

※押印は不要ですが、会社の担当者又は事業主(個人事業の場合)から証明を受けて下さい。こちらで確認のご連絡をさせていただく場合もありますので、ご承知おき下さい。

5. 住民票の写し又は個人番号カード表面の写し

(個人番号の記載がないものに限ります。)

(本籍の記載は不要です)

※住民票の写し(個人番号の記載のないもの)等に関しては有効期限があるものを除き提出日前から1年以内に作成されたもの

【資格者証に旧姓を併記したい場合のみ追加で必要】

- ・ 戸籍謄本

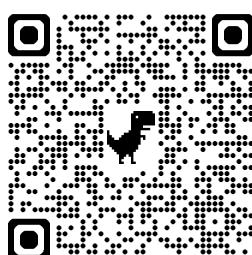
【郵送による交付を希望する場合のみ追加で必要】

- ・ 追跡機能のある返信用封筒(角型2号封筒に簡易書留料金490円分の切手を貼付) 又はレターパック

資格者証交付申請の手続き②

注意事項

- ・資格者証の交付は原則として交付を受けるご本人からの申請が必要です。
- ・申請方法については、関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官に直接持参(8:30～12:00、13:00～16:00)又は郵送のいずれかとなり、メール等のオンラインによる申請には対応しておりません。
- ・代理人(海事代理士、親族)による申請の場合は窓口のみです。窓口にて委任状の他代理人の本人確認を行うことのできる書類を提示いただきます。
- ・既存事業者の場合、資格者証を有した者の選任義務は令和9年度から発生するため、令和9年3月31日までは経過措置期間となります。この点を踏まえて資格者証の交付申請のタイミングをご検討ください。
- 令和7年度(今年度)試験に合格した場合、合格証明書の有効期間は10年間(令和17年度まで)ですが、今年度中に資格者証の交付も受けた場合、令和9年度には更新手続きが必要となります。
- ・資格者証の要件の審査等が必要となることから、窓口に持参しても即日では交付されません。翌営業日以降の交付となりますので郵送での受け取りを推奨しております。
- ・必ず申請前に関東運輸局HPの交付案内(下記QRコード)もご確認ください。



安全統括管理者・運航管理者資格者証の取得要件

令和8年度以降（既存事業者は1年間の経過措置あり）の経験要件

安全統括管理者		運航管理者	
船舶運航事業又は内航海運業	運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務	1年以上	船長としての業務 1年以上 （貨物船は2年）
	船長又は乗組員としての業務		甲板部の職員としての業務 1年以上 （貨物船は2年）
	I S Mコードの管理責任者又は安全管理組織の要員としての業務		機関部又は無線部の職員としての業務 2年以上 （貨物船は3年）
	(令和8年度以前の) 安全統括管理者としての業務		運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務(令和8年度以前の経験を含む。) 1年以上
内航海運船舶等事業及び 遊漁船舶運航事業等	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶安全統括管理者資格者証に限る。)	3年以上	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶運航管理者資格者証に限る。) 3年以上
	「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」（令和5年6月国土交通省大臣官房運輸安全監理官）5（4）1に規定する「安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する」に相当する業務	1年以上	- -

※総合安全統括管理者資格者証及び大型船舶安全統括管理者資格者証については、大型船舶の経験でなければならない。

※経験年数の通算が可能。（例：船舶運航事業の船長と運航管理補助者の経験それぞれ半年ずつで、安全統括管理者資格者証を申請可能）

安全管理規程のひな形の改正について

見直し内容に関する基本的な考え方

- 安全管理規程（ひな形）の充実について、事業者の負担を考慮し、フェーズ1及びフェーズ2の「2段階」に分けて改正する。
- フェーズ1では、安全・安心対策で実施目途が令和6年度までとなっている事項等を反映し、フェーズ2では、海上運送法の法律改正事項（令和8年度施行予定）を反映する。

主な改正事項

【フェーズ1】

令和6年1月ひな形改正済

○安全管理規程の実効性確保

- ・記録の作成、備置き及び保存（期間）について明確化
- ・運航の可否判断の客観性を確保するため、気象・海象情報の入手元及び取得時間の明確化

○事故の防止、事故発生時の対応

- ・国への事故等情報の報告事項のうち「インシデント」の定義を明確化
- ・事故発生時における再発防止に向けた安全教育の実施について明確化

等

【フェーズ2】

令和7年ひな形改正予定

○管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化

- ・安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度創設に伴う管理者の選任取扱いについて明確化

○安全管理規程の実効性確保

- ・乗船中の船長と運航管理者との兼務の禁止等、運航管理の責任体制を明確化

等

既存事業者の変更届出の提出時期

- フェーズ1：国は、ひな形改正の周知に合わせてフェーズ2の改正事項（概要）を示し、事業者の判断により、フェーズ2と合わせて改正することを認める。（事業者は、フェーズ2に係る規程変更の期限までに改正が行われていれば良い）
- フェーズ2：事業者は、事業の実施に必要な資格者を確保し次第、令和8年度中に規程変更・届出を行う。
(規程変更のリミットは経過措置適用期限の令和8年度末)

まとめ(今後ご対応いただく内容)

令和7年度

- 法改正に沿った運航管理体制の見直し
- 安全統括管理者・運航管理者試験受験(合格)
- 安全管理規程フェーズ1改正(推奨)

令和8年度

- 安全統括管理者・運航管理者資格者証取得
- 安全統括管理者・運航管理者選任届提出
- 安全管理規程フェーズ2改正(必須)

※全ての事項について、令和8年度中にご対応いただく必要がありますが、令和7年度の取り組み事項については目安です。

赤字は会社として、青字は個人として取り組んでいただく事項となります。